

第 3 次岡山県消費生活基本計画の変更（素案）について <概要>

成年年齢を引き下げる民法の改正や電子商取引の増加等、消費生活を取り巻く環境が急速に変化する中、国の「消費者教育の推進に関する基本方針（平成 30 年 3 月変更）」などを踏まえ、第 3 次岡山県消費生活基本計画を変更し、あわせて、今年度で計画期間が終了する岡山県消費者教育推進計画と統合し一体的な計画として、今後の消費者施策を一層総合的・効果的に推進する。

このたび、本年 8 月に策定した骨子案に基づき、素案を取りまとめた。

1 計画変更の概要

(1) 位置付け

消費生活条例第 9 条第 1 項に規定する基本計画と、消費者教育推進法第 10 条第 1 項に規定する県計画の両方の位置付けを併せ持つ計画とする。

(2) 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度 （※変更計画：平成 31 年度～平成 32 年度）

(3) 主な変更内容

(ア) 計画の体系 …… 体系図 (P3・4) 参照

- ・現計画の重点目標「消費者教育の推進」を、基本目標に位置付け、現消費者教育推進計画等を踏まえ、関連する 4 つの重点目標を設定する。
- ・(現計画) 基本目標：4、重点目標：13 → (変更計画) 基本目標：5、重点目標：16

(イ) 計画期間中の重点施策・目標値

- ・重点施策のうち「消費者教育の推進」について、重要テーマを示すとともに、新たな目標値を設定する。

2 変更のポイント

(1) 基本目標・重点目標と施策の方向

国の基本方針等を踏まえ、「消費者教育」を中心に見直し、今後の施策の方向を示すとともに、基本目標Ⅲ～Ⅴを通じて「施策の総合的・一体的な推進」を図る。

基本目標・重点目標	主な施策の方向
Ⅲ 消費者教育の推進	消費者教育コーディネーターを中心に、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を着実に推進 特に、民法の成年年齢の引下げに対応するため、若年者への実践的な消費者教育に重点を置いた取組を推進
1 体系的な消費者教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等での実践的な消費者教育教材の積極的な活用を推進 ・地域社会での社会教育施設等と連携した教育・啓発の促進 ・障害の特性に配慮した教材の開発や講座等の推進
2 消費者教育を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な教材の授業等での効果的な活用のための教員向け研修等の実施 ・県・市町村の教育委員会等との連携により、教員への消費者教育に係る研修等の機会を提供 ・市町村における消費者教育の推進役の育成を支援
3 他の関連する教育との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルや情報リテラシー等の向上のための消費者教育と情報教育との連携の促進
4 情報の提供と共有	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の担い手等における消費者教育に係る情報の共有・活用の促進

IV 消費者の主体的な活動への支援	消費者教育での学びを基盤として、より良い社会発展のために積極的に関与する消費者の活動等を支援
1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行動における人や社会、環境に配慮した意識の醸成 ・食品ロス削減に向けた消費者行動の促進
V 消費者被害の防止・救済	消費者教育と消費者被害防止に係る取組の一体的な推進
1 消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の成年年齢の引下げに対応するため、消費生活センターが高等学校等と連携して消費者教育を推進することを通じて、生徒等の消費者トラブルに対しても円滑に対応できるよう、センター機能を充実 ・地域の消費者被害防止への対応力を高めるため、高齢者等の見守りネットワークの枠組みを生かして、見守る側・見守られる側双方への消費者教育を、講座等を通じて推進

(2) 計画期間中の重点施策・目標値

国の基本方針の「当面の重点事項」を踏まえ、重点施策1「消費者教育の推進」の効果的な取組に向けて、3つの重要テーマを示す。

重要テーマ	施策推進のポイント・施策例
① 若年者への消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> *成年年齢引下げに対応するため、学校等における実践的な消費者教育の推進 ・実践的な消費者教育教材を活用した授業等の促進 など
② 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> *障害のある人に配慮した消費者教育の推進 ・障害のある人に配慮した教材の開発と講座の実施 *学校卒業後のライフステージでの消費者教育の充実 ・公民館や企業等との連携による講座等の実施促進 など
③ 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> *情報モラルや情報リテラシー等の向上を図ることも含む消費者教育の推進 ・取組や講座・教材などに関する情報の共有と活用の促進 など

高等学校等における実践的な消費者教育の推進に向けて、新たな目標値を設定する。

指 標 項 目	目標値 (H32)
実践的な消費者教育教材※を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	100%

※「社会への扉」(消費者庁作成)、「発達段階別消費者教育教材」・「障害のある人向けの消費者教育教材」(県作成)

3 その他(資料の追加)

○ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ(県版)	各ライフステージでの消費者教育の取組や活用できる講座・教材等に関する情報を集約し、共有・活用を促進
○消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧(平成30年度)	施策間の連携など総合的・一体的な推進に資する。

4 今後のスケジュール

平成30年11月20日	第2回消費生活懇談会(素案審議)
12月	パブリックコメント
平成31年1月以降	第3回消費生活懇談会(計画案審議)
3月	計画決定、公表

第3次岡山県消費生活基本計画(変更)に係る体系（抜粋）

現 計 画	変更計画（案）
基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保	基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保
基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保	基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保
基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援	基本目標Ⅲ 消費者教育の推進
1 消費者教育の推進 …(重点目標) ① 体系的な消費者教育の実施 … (施策の方向) ② 消費者教育の人材の育成 ③ 消費者に対する情報提供 ④ 関連施策及び関連教育との連携	1 体系的な消費者教育の実施 …(重点目標) ① 学校教育等での消費者教育の推進 … (施策の方向) ② 地域社会での消費者教育の推進 ③ 家庭での消費者教育の推進 ④ 職域での消費者教育の推進 2 消費者教育を担う人材の育成 ① 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上 ② 大学における教職員の指導力の向上 ③ 地域人材の育成 3 他の関連する教育との連携 ① 環境教育との連携 ② 食育との連携 ③ 金融教育との連携 ④ 情報教育との連携 <追加> ⑤ その他の関連する教育との連携 4 情報の提供と共有 ① 消費者への情報の提供 ② 消費者教育の担い手における情報の共有
2 環境にやさしい消費生活の促進 ① 「もったいない」運動の実践 ② 地球温暖化防止対策の推進 3 消費者の組織活動の促進 4 消費者の意見の反映	基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援 1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進 ① 人や社会、環境に配慮した消費者意識の醸成 <追加> ② 「もったいない」運動の推進 ③ 地球温暖化防止対策の推進 ④ 食品ロス削減の推進 <追加> 2 消費者の組織活動の促進 3 消費者の意見の反映
基本目標Ⅳ 消費者被害の防止・救済	基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済

※現計画の基本目標Ⅲ「自ら考え行動する消費者への支援」中の重点目標「消費者教育の推進」を、基本目標として位置付けた上で、現消費者教育推進計画等を踏まえ、関連する4つの重点目標等を設定する。

第3次岡山県消費生活基本計画 体系図（変更案）

基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保

<重点目標>

1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

- ① 生産段階での食の安全確保
- ② 製造から販売段階での食の安全確保
- ③ 消費段階での食の安全の確保

2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保

- ① 家庭用品等の安全性の確保
- ② 医薬品等の安全性の確保
- ③ サービスの安全性の確保
- ④ 住宅の安全性の確保

3 安心の定着に向けた信頼の確立

- ① 情報の提供
- ② 相互理解の促進

<施策の方向>

基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

<重点目標>

1 規格・表示等の適正化

- ① 規格・表示・計量等の適正化

2 取引における公正・公平の確保

- ① 適正な事業活動の促進
- ② 悪質な事業者の取締り

3 公正な価格の形成

- ① 価格・需給動向の監視
- ② 物価情報の提供

4 生活必需品の安定供給

- ① 生鮮食料品の安定供給
- ② 大規模災害時等における生活物資等の確保

<施策の方向>

基本目標Ⅲ 消費者教育の推進

<重点目標>

<施策の方向>

1 体系的な消費者教育の実施

- ① 学校教育等での消費者教育の推進
- ② 地域社会での消費者教育の推進
- ③ 家庭での消費者教育の推進
- ④ 職域での消費者教育の推進

2 消費者教育を担う人材の育

- ① 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上
- ② 大学等における教職員の指導力の向上
- ③ 地域人材の育成

3 他の関連する教育との連携

- ① 環境教育との連携
- ② 食育との連携
- ③ 金融教育との連携
- ④ 情報教育との連携
- ⑤ その他の関連する教育との連携

4 情報の提供と共有

- ① 消費者への情報の提供
- ② 消費者教育の担い手における情報共有

基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援

<重点目標>

<施策の方向>

1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の推進

- ① 人や社会、環境に配慮した消費者意識の醸成
- ② 「もったいない」運動の推進
- ③ 地球温暖化防止対策の推進
- ④ 食品ロス削減の推進

2 消費者の組織活動の促進

- ① 消費者団体の活動の促進
- ② 消費者団体の交流・連携の促進

3 消費者の意見の反映

- ① 消費者と行政との連携

基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済

<重点目標>

<施策の方向>

1 消費者被害の防止

- ① 県消費生活センターの充実
- ② 市町村の相談体制充実への支援
- ③ 地域の見守りネットワーク構築の促進
- ④ 消費者の権利擁護

2 消費者被害からの救済

- ① 様々な被害からの救済

◎計画期間中の重点施策

<施策1> 消費者教育の推進

- (1) 若年者への消費者教育の推進
- (2) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

<施策2> 地域における消費者問題解決力の強化

<施策3> 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化